

「沖縄県立芸術大学学生支援システム構築委託業務」入札保証金説明書

1 入札保証金の額

沖縄県財務規則（以下、「規則」という。）第100条の規定により見積る契約金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上とする。

例：見積る契約金額が、4,000,000円の時、
 $4,000,000 \text{円} \times 0.05 = 200,000 \text{円}$ 以上の額とする。

2 入札保証金（現金）納付についての取扱い

(1) 別記様式1「入札保証金払込書発行依頼書」を入札説明書16に示す担当部署（以下、「担当部署」という。）へ提出する。

提出期限：令和2年8月7日（木）午後5時まで

(2) 担当部署から交付される「歳入歳出外現金払込書」を用い、指定金融機関で入札保証金を納付する。

指定金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、
沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、
商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行、鹿児島銀行

納付開始：令和2年7月30日（木曜日）から

(3) 納付後、歳入歳出外現金受領書の写しを担当部署へ提出する。

提出期限：令和2年8月18日（火曜日）午後1時30分まで

3 入札保証金の納付に代わる担保の提供

(1) 規則第102条第1項第1号から第5号に掲げる担保（以下、「有価証券等」という。）の提供があった場合、規則第103条に規定する担保の価値金額が、その見積る契約金額の100分の5以上の額面の有価証券等であることが確認できるときは、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとする。

(2) 前号(1)有価証券等の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 有価証券等を担当部署へ提出する。

受付期間：令和2年7月30日（木曜日）から8月18日（火曜日）

受付時間：土日、祝祭日を除く上記期間内 午前9時から午後2時まで

イ 有価証券等の担保の価値金額を確認の上、「有価証券保管証」を交付する。

(3) 規則第102条第1項第6号に掲げる担保の提供（金融機関等の保証）があった場合、規則第103条に規定する担保の価値金額が、その見積る契約金額の100分の5以上の保証であることが確認できるときは、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとする。

(4) 前号(3)金融機関等の保証の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 保証書には、次に掲げる事項が記載されていること。

(ア)名あて人が契約担当者であること。

※契約担当者：沖縄県立芸術大学長

(イ)保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)保証委託者が入札参加者であること。

(エ)保証金額が記載されていること。

(オ)保証に係る委託業務名が、「沖縄県立芸術大学学生支援システム構築委託業務」であること。

(カ)落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。

(キ)保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

(ク)保証期間は、書類提出日から契約締結予定日までを含むものであること。

(ケ)保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

イ 入札参加者は、その見積る契約金額の100分の5以上の保証金額である保証書を担当部署へ提出する。

提出期限：令和2年8月18日（火曜日）午前11時まで

ウ 契約担当者は、保証書を保管する。

4 入札保証金の免除

(1) 次のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

提出期限：令和2年8月18日（火曜日）午前11時まで

イ 過去2年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体との間で、本件の入札に係る内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、相手方からこれらをすべて誠実に履行したことを証明する書類（別記様式2）を提出し、かつ提出された内容を審査し、履行実績があると認められた場合。

証明する書類の提出期限：令和2年7月30日（木曜日）午後5時まで

(2) 前号(1)イの該当の可否については、令和2年8月4日（月曜日）までに文書にて通知する。

5 入札保証金の納付を免除する入札保証保険の取扱い

上記4(1)アに示す入札保証保険の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 入札保証保険に係る証券（以下、「保険証券」という。）には、次に掲げる事項が記載されていること。

(ア)被保険者が契約担当者であること。

(イ)保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)保険契約者が入札参加者であること。

(エ)保険金額が記載されていること。

(オ)契約の内容としての委託業務名が、「沖縄県立看護大学業務支援システム構築委託業務」で

あること。

(カ)入札保証保険の普通保険約款及び特約条項そのほか証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

(キ)保険期間は、書類提出の日から契約締結予定日までを含むものであること。

(2)入札参加者は、その見積る契約金額の100分の5以上の保険金額である保険証券を担当部署へ提出する。

※再掲 **提出期限：令和2年8月18日（火曜日）午前11時まで**

(3)契約担当者は、保険証券を保管する。

6 入札保証金の金額等の変更について

既に納付又は提出した入札保証金の金額等（有価証券等の額面、金融機関等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）の変更は認めない。

7 入札保証金等の納付又は書類に不備があるときの取扱い

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

(1)入札参加者が入札保証金等の納付を行わなかった場合

(2)入札参加者が納付又は提供した入札保証金等の納付額が不足である場合

(3)入札保証金等の納付に係る書類に不備があった場合

8 入札保証金等の還付

入札保証金等は、落札者決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の一部に充当する。

(1)入札保証金の取扱い

別記様式3「入札保証金払戻請求書」を担当部署へ提出すること。申出口座へ入札保証金を振り込む（請求書受理日及び入札保証金の金額に応じて、2週間から30日程度要する）。

(2)入札保証金の納付に代わる有価証券等の取扱い

担当部署へ事前に電話連絡の上、先に交付した「有価証券保管証」原本と引換えに還付する。ただし、落札者は契約締結後に手続きを行う。

(3)入札保証金の納付に代わる金融機関等の保証の取扱い

担当部署へ事前に電話連絡の上、別記様式4「保証書に係る受領書」と引換えに、入札参加者を經由して金融機関等に返還する。ただし、落札者は契約締結後に手続きを行う。

9 落札者が契約を結ばない場合の入札保証金等の取扱い

沖縄県に帰属する。

10 その他

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則12号）抄

（入札保証金）

第100条 令第167条の7（令第167条の13及び令第167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上とする。

2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 略
- (3) 競争入札（建設工事に係る競争入札を除く。）に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したのについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 略

（入札保証金及び契約保証金に代る担保）

第102条 令第167条の7第2項（令第167条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が確実と認める担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債券
 - (2) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
 - (4) 定期預金債権及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書
 - (5) 契約当事者が確実と認める社債
 - (6) 契約当事者が確実と認める金融機関の保証
- 2 略

（入札保証金及び契約保証金に代る担保の価値）

第103条 国債、地方債及び前条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
 - (2) 政府の保証する債券及び契約当事者が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
 - (3) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額
 - (4) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
 - (5) 郵便為替証書及び定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
 - (6) 契約当事者が確実と認める金融機関の保証 保証金額
 - (7) 略
- 2 前項第5号の定期預金債権を提供されたときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付ある書面を提出させなければならない。

（証明書の呈示）

第104条 入札に参加しようとする者又は契約を結ぼうとする者は第100条第2項及び第101条第2項の規定により保証金の全部の納付を免除された場合を除き、保証金が納付済であることを証する書類を入札又は契約するときに契約当事者に呈示しなければならない。

2 略

（保証金の還付）

第105条 入札保証金は、法第234条第4項に該当する場合を除き、落札決定後に、契約保証金は、法第234条の2第2項本文の規定に該当する場合を除き契約履行の確認又は検査終了後に還付する。

2 落札者の入札保証金は、前項の規定にかかわらず、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当させるものとする。ただし、充当させないときは、契約保証金を徴収した後、先に払い込ませた入札保証金を還付するものとする。